

福島事故関連費と原発コストを「電気の託送料金」に転嫁しないでください！

2・8経産省に1万8,318筆の反対署名を提出

**しかし、経産省は交渉に応じず、パブコメ回答(2月6日続)の説明もなし！
2月15日に公開質問状を提出！**



経産省の「このまま逃げ切り」は、絶対に許しません

経産省は3月上旬の都合良い日で交渉に応じよ！

アベ/ミクスの原発推進をつぶそう！

東芝経営破綻を踏まえ、原発輸出の中止を！

脱原発に転換し、原子力予算の大幅削減を！

あきれかえる経産省のドタキャン！

私たち29団体は2月8日、経産省に「福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください」の1万8,318筆の署名を提出しました。しかし、提出したのは交渉予定の会議室ではなく、午後1時半～3時の交渉予定時間帯でもなく、夕方の午後5時、参議院議員会館の福島みずほ事務所においてでした。2週間前の1月23日に福島みずほ社民党参議院議員を通して署名提出交渉を申し出て、質問項目も同時に提出し、了承されていたにもかかわらず、経産省が直前になって突然、署名受取も質問項目に基づく交渉も拒絶してきたのです。

私たちは、経産省のこのままの逃げ切りを絶対に許しません。1週間後の2月15日には2月6日のパブコメ回答を踏まえた公開質問状を新たに作って経産省に提出し、「3月上旬で担当者出席のうえ十分質

疑可能な午後1時半～3時とし、経済産業省の方で日をご指定ください。」と求めています。今度は逃がしません。国民に新たな負担を求める以上、経産省は逃げ回らず、キチンと説明すべきです。

この署名に関連する法案が今国会に提出されており、会期は6月18日まで続きますので、国会での追及も期待されます。経産省を追撃するためにも、



経産省追撃の決意新たに2月8日参議院議員会館にて

署名を継続し、大衆的な声を結集していかねばなりません。今なお、数千の署名が届き、署名数は2月20日現在、2万1千筆を超えています。第二次集約を3月末として署名を継続します。政策の具体化に合わせて署名用紙の前文の数値等を微修正しました。新しい署名用紙で署名を拡大して下さい。ただし、旧署名用紙も有効ですので、すでに取り組んでいる方はそのまま続けて下さい。

算定ミスと資料不整合の暴露を恐れる経産官僚

経産省は、なぜ、前代未聞のドタキャンをしたのでしょうか？それは、担当した経産官僚が重大なミスと瑕疵を犯し、それが暴かれるのを恐れたからではないかと推測されます。経産省は福島原発事故に伴う損害賠償費の追加分2.4兆円を一般負担金「過去分」だと称して電気の託送料金(送電網使用料)のコストに上乗せし、新電力へ契約変更した電力消費者からも回収しようとしています。しかし、第1に、一般負担金は原子力事業者が納付義務を負うものであり、電力消費者が負担すべきだとする法的根拠がないのです。また、第2に、2010年以前の一般負担金「過去分」を正直に算定すると3.8兆円と過大になってしまうため、「過去分」に含まれていない2011～2019年度に電気料金を通して回収される一般負担金1.3兆円を「控除」して2.4兆円(丸め誤差有)にしているのですが、「控除できないものを控除する」というミスを犯しているのです。その上、第3に、一般負担金「過去分」2.4兆円が、別の委員会に出された資料では「特別負担金と一般負担金を合計した2.5兆円(丸め誤差有)」として説明されており、不整合になっています。その結果、電力会社の負担分が新電力の負担分より軽くなるよう巧妙に細工されているのです。このようなミスと不整合を犯したまま、これを知りながら意図的に放置して、一般負担金「過去分」を託送料金に上乗せすることになれば、それは官僚が犯してはならない重大な瑕疵に転化します。私たちが先に提出した質問項目では、この問題を含めて、経産官僚による電力消費者への不当な費用負担の転嫁を暴いており、これらを追及されるとこれまでの努力が根底から覆されてしまうため、交渉をドタキャン

経産省による交渉ドタキャンの経緯

私たちは1月23日、福島みずほ参議院議員事務所を通して、2週間以上後の2月8日を署名提出日として経産省に申し出、同時に質問項目を提出しました。数日後に日程変更等の要否について問合せしても、交渉自体が拒否されることはありませんでした。



ところが、2月3日(金)になって「交渉には応じられない」と経産省が突然拒否してきたのです。「2週間前に質問項目を出したのにそれはない」と抗議し、もう一度検討し直して2月6日(月)午前中に連絡してくるよう申し入れて頂きました。しかし、正午をすぎても返事はなく、夕方になって「審議会の準備で忙しく、質疑には応じられない」と返答してきました。私たちは仕方なく、署名を受け取ること、質問項目には回答できるものだけでも文書回答することを改めて申し出ましたが、検討時間がほしいと言ったきり、2月6日中の返事はありませんでした。

2月7日の朝、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」意見公募の結果(以下「パブコメ回答」)がホームページで公開されているのを知り、これに基づいて説明するよう再度求めました。しかし、返事があったのは2月7日午後3時頃、「明日、午後1時半からの時間帯は担当者は行けない、誰も行けない、午後5時以降でないと署名を受け取りに行くこともできない、質疑には応じない」との最終回答でした。

私たちは2月8日当日、予定通り参議院議員会館へ行き、経産省に「12時半～1時の間に署名だけでも受取に来よう」に求めましたが、結局誰も来ず、代表2名が残って、午後5時に福島みずほ事務所まで署名を提出することにしました。午後5時には、時間厳守で資源エネルギー庁の若手職員1名が来ましたので、福島議員立ち会いの下、署名18,318筆を手渡しました。翌日、福島議員は担当課長を呼び出して抗議したとのこと。2月15日提出の公開質問状では、このような「前代未聞の対応は国民への説明責任を放棄し、国民に新たな負担を求めて



おきながら、国民にその説明すら行わないという問答無用の一層許し難いサボタージュであり、嚴重に抗議します。」と指摘しました。(2月8日経産省不在の会場で、怒りを込めて申入書を読み上げる久保さん)

ンしたのではないかと思われま。2月15日に提出した公開質問状では、2月6日のパブコメ回答を踏まえて一層具体的に質問していますので、対立点はより鮮明になっています。経産省はあの手この手で交渉から逃げようとするでしょうが、逃がさず徹底して追及し続けたいと思います。2月20日現在2万1千筆を超えた署名のさらなる拡大を含めて、皆さんの一層のご支援、ご協力をお願いします。

来年度予算政府案でも国民負担による東電救済

経産省は何としても東京電力を破綻の危機から救済しようと、福島事故に伴う損害賠償費や事故対策・廃炉費の不足分を「電気の託送料金に転嫁する仕組み」作りにやっきとなっています。原発再稼働と40年超運転のために必要な3.3兆円もの対策工事費を注ぎ込んで失敗しても廃炉後に託送料金で回収できる仕組みも導入し、電力自由化にあえぐ電力会社を支援しようとしています。これは再稼働反対の国民の過半数の意思に背くものであり、撤回させねばなりません。

東電救済策は今国会で審議中の来年度予算政府案にも顕著に現われています。原子力関係の来年度予算政府案は、経産省の電源開発促進勘定1,795億円と原子力損害賠償支援勘定469億円、文科省の原子力予算1,470億円の合計で3,734億円ですが、環境省の復興特会「原子力災害からの復興等」6,842億円、文科省の復興特会373億円を加えると1兆949億円にも達します。環境省予算は福島原発事故に起因する除染・汚染廃棄物処理・中間貯蔵施設用地取得等の費用であり、2016年度補正予算までの累計で4兆124億円にもなりますが、本来、東京電力が負担すべきものです。国が負担するのであれば東電と国の責任を明らかにした上で、東電に負担させるべきはキチンと負担させてからにすべきです。

東電にはこれまで9兆円の交付国債を原資として損害賠償5.4兆円、除染2.5兆円、汚染土等中間貯蔵施設1.1兆円が資金援助されてきましたが、来年度予算から13.5兆円(損害賠償7.9兆円、除染4兆円、汚染土等中間貯蔵施設1.6兆円)に引上げられます。

うち損害賠償費の増加分2.4兆円が一般負担金「過去分」として電力消費者に転嫁されようとしているのです。除染費は当初7兆円規模と見積もられていましたが、政府は東電への除染費支援を4兆円に留める一方、それを超える数兆円の除染を国負担で2017年度から始めようとしています。環境省復興特会に計上されている帰還困難区域の除染・解体事業事前調査費309億円がそれです。これは「帰還困難区域の除染費については東電に求償せず国負担とする」と閣議決定したことによるものです。政府は、除染費支援の4兆円分については事業終了後に東電に弁済を求める方針ですが、これを超える除染費については東電に求償しないのです。「福島復興」の名目で東電救済のために税金を使うのはやめるべきです。東電が賄えないのなら、破産処理して東電に責任を取らせ、株主・金融機関に債権放棄させ、10兆円を吐き出させるべきです。その上で、福島事故に係る歴代政権の責任を明確にし、電気料金ではなく累進課税で賄うべきです。来年度政府予算は、なし崩し的に東電救済を図るものであり、抜本的に組み替えるべきです。

ところが、経産省のパブコメ回答では「破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。」と居直っています。これは国民だましもいいところです。株主や金融機関に債権放棄させれば10兆円が浮くにもかかわらずそれを隠蔽し、新潟県民や国民の声を無視して柏崎刈羽原発の再稼働によって福島第一原発事故の尻ぬぐいをさせようとしているのです。とんでもありません。東電を破産処理すれば国民負担は減ります。今でも、損害賠償費のほとんどが総括原価方式の下で電気料金から回収されており、電力会社は一円たりとも負担していません。電力自由化の下では回収できない恐れがあるので、損害賠償費の増加分2.4兆円や福島原発廃炉費不足分6兆円などを託送料金に転嫁して回収しようというのです。国民負担を増やしているのは政府です。

原発輸出中止と脱原発への転換を

安倍政権は、原発輸出をアベノミクスの一つの柱にし、首相自ら原発受注に奔走してきましたが、東芝の経営破綻で原発輸出戦略が幻想にすぎなかったことが一挙に明らかにされました。これ以上、原発重大事故の危険に加えて、経済的破綻というリスクも高い原発輸出からは即刻撤退すべきです。

東芝は2016年12月末で債務超過に陥りました。窮余の策だった半導体事業の20%未満の株売却もうまくいかず、今年3月末の債務超過も避けられず東証2部への降格がほぼ確定です。この原因は、東芝が買収したWH社による米国内原発4基の建設費高騰にあります。福島原発事故以降の規制強化で設計変更や追加工事が増えて建設費が高騰し、米国では約30年ぶりの新設で工期が大幅に遅れ、人件費が何倍もかかり、7,125億円の損失が生じたのです。今後も損失が増え続けるのは必至です。

東芝はABWR原発2基の建設計画をもっていますが、共同出資者が撤退し、着工できない状態です。中国でもAP1000を4基建設中ですが、工期が3年遅れで建設費が高騰し、損失も増え続けています。

東芝は原発建設事業から撤退し、原発の設計・機器納入・メンテナンス・廃炉等に限定することで危機を乗り切るつもりですが、インドでの6基のAP1000計画を含めて建設工事を請負う出資者が出てくる見込みはないという泥沼状態です。東芝は、アベ政権が掲げた原発輸出で「蟻地獄」に陥っているのです。

東芝だけではありません。三菱重工は、2006年に仏アレバと業務提携し、新型PWRを共同開発、ベトナムで2基、トルコで4基の建設計画を進めていましたが、ベトナムでは白紙撤回され、トルコでも撤退機運が広がり、計画が漂流し始めています。

三菱重工自体も経営難を抱えています。米サンオノフレ原発で同社が納入した蒸気発生器で事故が起き廃炉になったことから約7千億円の損害賠償問題が起きています。係争中ですが、敗訴すれば巨額の損失が避けられません。

日立も英ウィルファ・ニューウィッド計画(ABWR、4～6基)を進めていますが、建設コストの高騰、再生

エネによる発電コストが劇的に下がっていく中で、受け入れられないのではという懸念が出てきています。日立自体も新ウラン濃縮開発から撤退し、2月1日、700億円の損失を出しています。

原発建設計画を撤回・回避する動きは、米・英、ベトナム、トルコ、インドだけではありません。

台湾では2017年1月11日、「25年までに原発のない郷土をめざす」電気事業法が可決され、リトアニアでも、2012年の国民投票で原発建設反対が6割を超え、2016年11月には反原発を掲げるスクバルネリス政権が誕生し、建設は絶望的になっています。

安倍政権は、東芝の経営破綻を踏まえ、原発輸出から即刻撤退し、脱原発へ転換すべきです。

「もんじゅ」廃炉、東芝経営破綻を機に、政策転換を

福島事故から6年、改めて、事故を収束させることの困難さや、深刻さが露わになってきています。東京電力が2月に行った福島第一原発2号の原子炉格納容器内部調査は、そこに人が立ち入るとわずか1分で即死するほどの極めて高い放射線量のため、困難を極めています。福島原発廃炉費追加分が6兆円に留まらないどころか、熔融燃料のデブリを取り出す廃炉作業そのものが可能かどうかが問われる事態に陥っています。ひとたび重大事故を起こせばどうなるか、原発再稼働を進める電力会社は改めて原発の底なしの恐ろしさを直視すべきです。

東芝の経営破綻は、重大事故のリスクに加えて、原発輸出に伴う経済的リスクの甚大さを警告しています。原発再稼働も原発輸出も断念すべきです。

原子力研究開発機構の「もんじゅ」は廃炉になりましたが、政府は高速実証炉計画を進めると主張しています。しかし、国内の「オールジャパンの高速炉推進体制」はすでに内部崩壊しており、実証炉建設主体も決められない有様です。これを機に脱原発・脱「再処理・プルトニウム利用」へ転換すべきです。原子力機構は、「もんじゅ」だけでなく、全国88原子力施設のうち再稼働のために170億円を投じた材料試験炉JMTRを含めて42施設を廃止すると昨年10月に発表しています。負の遺産を処理しなければならない時代に突入したのです。引き返すのは今です。

東芝の経営破綻を機に、「原発輸出」を中止させよう！

債務超過で破綻状態に陥った東芝

東芝は2016年12月末で債務超過に陥りました。2月14日に東芝が公表した暫定決算によれば、今年3月末までの資本対策に失敗すると2016年度末でも株主資本が-1,500億円となり、債務超過が続く可能性があります。そうすると、東証1部から東証2部へ格下げになり、さらに1年以内に債務超過を解消できなければ上場廃止になります。この暫定決算も米建設会社S&W買収時に上層部からWH社幹部に不当な圧力がかかっていたとの内部通報があったためペンディングにされており、損失額が増える可能性もあります。窮地を救うための半導体事業の20%未満株売却も買い叩かれて成立せず、100%売却まで緩和して4月以降に入札が仕切り直しとされたため、3月末の債務超過と東証2部への格下げはほぼ確定です。

債務超過の原因は、東芝が買収したWH社による米国内原発4基(ヴォーグル3・4号、V.C.サマー2・3号、各AP1000)の建設費高騰にあります。3・11の福島原発事故以降の規制強化で設計変更や追加工事が増えて建設費が高騰し、また、米国での建設が30年間途絶えていたため工程をうまく管理できずに工期が3～4年遅れ人件費が何倍もかかり、7,125億円の損失が生じたのです。損失額が今後も増え続けるのは必至です。

東芝は米国内ではこれら4基以外にサウス・テキサス・プロジェクトSTP3・4号(ABWR)計画を持っていますが、2011年4月に共同出資者の米電力大手NRGエナジーが撤退したため、2016年2月10日に建設運転一括許可がおりたにもかかわらず、米国内の共同出資者が見つからない限り着工できない状態です。つまり、米国内では原発建設のリスクが大きすぎて出資者不在の状態が続いていたのです。それが今回顕在化したにすぎないのです。

東芝のWH社は中国でもAP1000を4基建設中(山門1・2号、海陽1・2号)ですが、工期が同様に3年遅れで建設費が高騰しており、ここで発生するWH社の損失もこれから東芝に跳ね返ってくるのです。

東芝は原発建設事業から撤退し、原発の設計・機器納入・メンテナンス・廃炉等に特化して危機を乗り切ろうとしています。東芝破綻の原因となった米建設会社S&Wの買手、すなわち、赤字覚悟で原発建設を請け負う出資者が出てくる見込みはないと言えます。また、東芝はWH社株保有率を87%から減らそうとしています。3%を出資するIHIが2月16日、東芝に保有

株式の買取を請求する権利を行使し、5月17日付で東芝が買い取る羽目に陥りました。残る10%はカザフスタン国営企業カザトムプロムKAPが保有していますが、こちらも同様の権利を有しており、WH社の損失を東芝が丸抱えする構図を変えるのはほぼ不可能です。まさに無間地獄です。

英・インドでのAP1000建設計画にも影響

東芝は、英国とインドで進めているWH社の原発計画の建設事業からは撤退する方向です。

英国ではムーアサイド計画(AP1000を3基)を担う原発事業会社ニュージェン(東芝60%、仏電力・ガス大手エンジー40%)の持ち株を韓国電力公社等へ売却する検討をしており、仏エンジーも2月3日、リスク緩和のためムーアサイド計画への新たな出資者を募り始めました。

インドではWH社が印原発公社とAP1000の6基新設計画を交渉中ですが、東芝はWH社から建設事業を切り離す方針で、2月3日付ロイターによれば、取材した3人の関係者全員が「今やほとんど不可能」とみており、損失リスクの高い原発建設業に新たな出資者が出てこない限り一步も進まない状況です。

ベトナムで失敗し、トルコで漂流する三菱重工

三菱重工は、2006年に仏アレバと業務提携し、新型110万kW級PWR「アトメア1」を共同開発、ベトナムで2基、トルコで4基の建設計画を進めていましたが、ベトナムでは白紙撤回され、トルコでも撤退機運が広がり、計画が漂流し始めています。

ベトナムでは、ロシアと日本へ2基ずつの原発発注が決まり、日本勢では三菱重工・アレバ連合のアトメア1の採用が有力視されていましたが、2016年11月22日、原発建設計画を白紙撤回する政府決議案が国会で決議されています。というのも、4基の建設費が当初の約100億ドル(約1.15兆円)から約270億ドル(約3.1兆円)へ3倍近くに急騰したからです。

トルコのシノップ原発建設計画でも、総事業費が4基で約220億ドル(約2兆1700億円)と見込まれる一方、現在進行中の事業化可能性調査の中でトルコ国内の安い電気料金では採算ベースに乗らないことが判明し、10%超を共同出資する伊藤忠商事が本格撤退を検討し始め(Bussiness2016年11月号)、同原発の運営を担う仏エンジーも「同プロジェクトから撤退する」と仏保守系大手紙「フィガロ」で報じられています(新潮社フォーサイト2017/2/1)。同計画は、三菱重工、伊

藤忠商事(10%超)、仏電力・ガス大手GDFスエズ、トルコ国営電力会社EUAS(最大49%)の4社が計約66億ドル(約6500億円)を出資し、これを超える事業費は日本の国際協力銀行JBICや民間金融機関からの借入金などで賄う方針ですが、軍事クーデター未遂事件で政情不安定かつ地震多発国トルコでは破綻リスクは一層高いと言えます。

三菱重工は2月4日、仏アレバ救済のため、再処理・核燃料部門が主体の新会社ニューコへ出資比率5%の約2.5億ユーロ(約300億円)の出資を決め、原子炉製造を手がけるアレバ子会社への出資も検討中ですが、底なし沼へ一歩踏み込んだ感じですが、というのも、アレバ破綻の原因となったフィンランドのオルキオ3号(EPR165万kW、2005年着工)と仏フランパンビル3号(同、2007年着工)は総建設費がいずれも約30億ユーロ(約3,630億円)でしたが、それぞれ約85億ユーロ(約1兆285億円)と約60億ユーロ(約7,260億円)へ高騰し、工期も4年から13年と10年へ伸びています。最終損失がどこまで増えるか見えず、アレバの経営危機は続いているといえます。

三菱重工も経営難を抱えています。米サンオノフレ原発2・3号では同社が納入した蒸気発生器で事故が起き廃炉になったことから南カリフォルニア・エジソン等4社が66.67億ドル(約6,700億円)の損害賠償を請求、同社は契約上の責任上限は約1.37億ドル(約140億円)だと主張し係争中です。敗訴すれば巨額の損失が避けられません。原発以外でも、2014年2月に日立と火力発電事業を統合して三菱日立パワーシステムズMHPS(三菱重工65%、日立35%)を設立したものの、統合前に日立が受注し引き継いでいた南アのプロジェクト(石炭火力発電用ボイラー設備計12基、総受注額5,700億円)で2月8日、7,634億円の損失が判明、三菱重工が日立へ請求するも拒否され、係争中です。また、三菱重工は2016年10月18日、大型客船事業で累計約2,300億円超の特別損失を計上して撤退を表明、小型旅客機MRJ開発でも設計変更が相次いで納期が5回延期され、約7年遅れで、開発費が3,300億円からさらに増えるため事業の黒字化が危ぶまれています。

日立の英原発建設計画もリスクが満載

日立は、2012年に買収したホライズン・ニュークリア・パワー社を事業主体として英ウィルファ・ニューウィッド計画(ABWR、4~6基)を進めています。東芝の経営破綻を受け「英国政府やプラントメーカーと協議し、リスク管理を徹底する」(西山専務2017/2/2)と動揺しています。というも、仏電力・ガス大手エナジーが新規原発事業からの撤退などリスク回避に動き、EDFなどフランス勢もヒンクリーポイントC計画(167万kW級EPR2

基、仏EDF66.5%、中国広核集団CGN33.5%)に及び腰になりだしたからです。メイ英首相が、原発事業への出資企業に一定期間の株式売却禁止などの制約を課し中国の出資比率を抑制した上でゴーサインを出した同計画ですが、採算性に懸念があります。建設費は2基で180億ポンド=フランパンビル3号の高騰後の建設費に設定され、政府が92.50ポンド/1,000kWh(約13円/kWh)で35年間買取る契約ですが、現在の2倍程度と高く、再生エネによる発電コストが劇的に下がっていく中で、将来的に受け入れられるのかという懸念が出てきたのです。英政府は、ヒンクリーポイントCに続くウィルファ・ニューウィッド計画やムーアサイド計画では買取価格を引下げる方針であり、採算性が問われます。日立はホライズン・ニュークリア・パワー社を買収した2012年当時、出資者を募って出資比率を50%未満に抑える方針を打ち出したにもかかわらず、未だに新たな出資者は現われていません。このことが、リスクの大きさを示していると言えます。

日立も核燃料事業で2月1日、700億円の損失を出しています。米GEとの合弁会社「GE日立ニュークリア・エナジーGEH」の子会社「GE日立レーザーエンリッチメント社GLE」が手がけていた新ウラン濃縮開発事業から撤退し、GEHへの出資金800億円のうち700億円を減損処理したのです。

安倍政権の原発輸出戦略は破綻

原発建設計画の破綻・リスク回避の動きは、米・英、ベトナム、トルコ、インドだけではありません。

台湾では2017年1月11日、「2025年までに『非核家園(原発のない郷土)』をめざす」改正電気事業法が可決され、国内総発電量の16%を占める原発6基を運転40年で順次廃炉にすることが決まりました。GEが受注し、日立と東芝が原子炉、三菱重工業が発電機を下請製造し「日の丸原発」と呼ばれた第4原発(ABWR2基)もほぼ完成しながら廃炉が決定されたのです。

リトアニアでも、日立がビサギナス原発計画の優先交渉権を得てはいますが、2012年の国民投票で反対が6割を超え、2014年にはLNG基地が建設されてエネルギー事情が大きく変貌し、2016年11月には反原発を掲げる農民・グリーン同盟を与党第1党とするスクバルネリス政権が誕生し、原発建設は絶望的になっています。

安倍政権は、原発輸出をアベノミクスの一つの柱にし、首相自ら原発受注に奔走してきましたが、東芝の経営破綻で原発輸出戦略が幻想にすぎなかったことが一挙に明らかになったのです。これ以上、原発重大事故の危険に加えて、経済的破綻というリスクも高い原発輸出からは即刻撤回すべきです。

「もんじゅ」廃炉・東芝経営破綻・東電破産状態を直視し、 原子力予算を大幅削減せよ！電源三法を廃止せよ！

2017年度原子力関係予算政府案は、経産省の電源開発促進勘定1,795億円(対前年度43億円増)と原子力損害賠償支援勘定469億円(新規400億円)、文科省の原子力予算1,470億円(対前年度22億円増)の合計で3,734億円ですが、環境省の復興特会「原子力災害からの復興等」6,842億円、文科省の復興特会373億円を加えると1兆949億円にも達します。うち環境省予算は福島原発事故に起因する除染・汚染廃棄物処理・中間貯蔵施設用地取得等の費用であり、2016年度補正予算までの累計で4兆124億円にもなりますが、本来、東京電力が負担すべきものです。国が負担するのであれば東電と国の責任を明らかにした上で、東電に負担させるべきはキチンと負担させてからにすべきです。

東電救済のための政府予算案

東電にはこれまで9兆円の交付国債を原資として損害賠償5.4兆円、除染2.5兆円、汚染土等中間貯蔵施設1.1兆円が資金援助されてきましたが、来年度予算から13.5兆円(損害賠償7.9兆円、除染4兆円、汚染土等中間貯蔵施設1.6兆円)に引き上げられます。うち損害賠償費の5.4兆円は東電と原子力事業者が負担することになっており、電力会社と規制料金で契約している消費者からはコストとして回収されていますが、増加分2.5兆円は一般負担金「過去分」として電力消費者に転嫁されようとしています。

交付国債を現金に換える際には銀行から借金しており、その利子は一般会計から賄われています。これまでに325億円が原子力損害賠償支援資金へ繰り入れられていますが、来年度予算では金利負担増に備え一般会計から400億円が追加されます。福島事故の責任は東電に融資していた銀行にもあるのですが、損害賠償費等の資金貸出で儲けており、2016年度の金利受取は132億円にも上ります。

中間貯蔵施設費は電源開発促進税で30年間にわたって仮交付されるもので、1.6兆円へ増えたため来年度予算では350億円から470億円へ増額されます。この費用は30年の事業終了後に政府が東電へ求償する方針ですが、曖昧です。というのも、除染と中間貯蔵施設の計5.6兆円について政府は国所有の東電株を将来売却して得られる利益で賄うと主張

していますが、2月20日現在431円の東電株が1,982円に高騰しない限り実現不可能です。不足分は東電に求償すると政府は言いますが、30年後に東電がどうなっているか、誰が覚えているか、定かではありません。また、環境省復興特会には帰還困難区域の除染・解体事業事前調査費309億円が計上されていますが、これは「帰還困難区域の除染費については東電に求償せず国負担とする」と閣議決定したことによるもの。電事連は昨年10月、除染費が7兆円規模になると見積もって国の支援を要請していたところ、政府は東電への除染費支援を4兆円に留める一方、それを超える数兆円の除染を国負担で2017年度から始めようとしています。これには「東電救済だ」と、自民党内からも批判が出ていますが、政府は意に介しません。「福島復興」の名目で東電救済のために税金を使うのはやめるべきです。東電が賄えないのなら、破産処理して東電に責任を取らせ、株主・金融機関に債権放棄させ、10兆円を吐き出させるべきです。その上で、福島事故に係る歴代政権の責任を明確にし、電気料金ではなく累進課税で賄うべきです。来年度政府予算は、なし崩し的に東電救済を図るものであり、抜本的に組み替えるべきです。

買収予算で原発再稼働とプルサーマルを促す

経産省は巨額の税金を使って原発立地点を買収し、原発・核燃料サイクル施設の新・増設を図ってきました。3・11以降はそれも破綻し、今は、原発再稼働やプルサーマル実施に合意した自治体を優遇したり、40年運転で廃炉になった自治体の地域振興を支援する方向に変わっています。ところが、原発なしでも電力が余っている現状を踏まえ、再稼働反対が国民の過半数を占める下で、原発・核燃料サイクル推進政策は事実上破綻しており、ほとんどが減額されています。というのも、原資となる電源開発促進勘定で、「歳出不用額」等として毎年巨額の剰余金が出ており、2015年度決算でも剰余金は617.9億円、実に歳入3,900億円の16%にもなります。これまで、将来の原子力施設立地の進展に備えて「周辺地域整備資金」として剰余金の一部を積立てていましたが、それも2016年4月末残高が286億円に達し、2016年度予算で230億円を取り崩しています。

具体例を挙げると、従来の電源立地地域対策交付金が823.8億円で対前年度45.1億円減、原発再稼働や廃炉対策の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業も46.3億円で同9.6億円減、原発立地・立地予定の自治体の地域振興支援の原子力発電施設等立地地域特別交付金は82.4億円で同17.6億円減、原発立地点で企業立地・設備増設を行った企業に対する電気料金を最大8年間割引く原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金も76億円で同4億円減です。

なかには同額または増額されたものもあります。廃炉市町村でのエネルギー構造高度化に向けた理解促進事業を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業は46.3億円で前年度と同額、操業開始から30年を経過した原子力施設立地自治体への原子力発電施設立地地域共生交付金は27.1億円で対前年度9.8億円増、プルサーマルや核燃料サイクル施設設置に同意した県に1施設当たり60億円を限度に交付される核燃料サイクル交付金は14.8億円で同9.8億円増です。

福島事故という特殊事情に鑑みて福島県への特例措置が17億円増額されて2015年から30年間、福島特定原子力施設地域振興交付金として毎年84億円が交付されます。

廃炉自治体や福島県への支援は電源開発促進勘定という原発立地点買取予算から支出するのではなく、脱原発自治体支援事業や福島復興事業として別の予算項目から支出すべきであり、時代遅れの自治体買取予算は全額削減し、その元となった電源三法は即刻廃止すべきです。

核燃料サイクル推進予算の大幅削減を！

文科省の原子力予算1,470億円(一般会計395億円、エネ特会1,075億円)の大半は日本原子力研究開発機構の予算1,460億円で占められ、最大の重点課題が「核燃料サイクル及び高レベル放射性廃棄物処理処分の研究開発」で、361億円(対前年度34億円減)が投じられています。うち「もんじゅ」には179億円(同6億円減)で廃止措置に向けた必要な取組を実施する一方、同程度の予算で「高レベル放射性廃棄物の大幅な減容や有害度の低減に資する研究開発等を推進する」としていますが、高速炉の実証炉開発は経産省管轄になりますので、もはや文科省は蚊帳の外。悪あがきはもうやめるべきです。「もんじゅ」廃炉決定に際して福井県がクレーム

を付けたことから、「もんじゅ」サイトを活用した試験研究炉に関する調査・検討に1,100万円が新規でつけられています。これから調査・検討が始まる程度にすぎません。「もんじゅ」廃炉後の地域振興を相変わらず原子力でという発想は捨てるべきであり、福井県は脱原発社会への離脱を掲げてその支援をこそ政府に求めるべきです。

「もんじゅ」廃炉で高速実証炉計画を管轄するようになった経産省は、電源開発促進勘定を財源として、前年度より1億円減の52億円を「高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費」に当てていますが、これは2013～2019年度の7年間継続される日仏間のASTRID協力等による「放射性廃棄物の減容・有害度低減等のための高速炉開発事業への取り組み」の定型的なものにすぎません。閣議決定にもかかわらず、国内には具体的な実証炉開発計画など存在せず、実証炉建設主体も決められない状態です。実証炉建設ともなれば「もんじゅ」の1兆円超をさらに超える資金と人材の投入が必要であり、東芝の経営破綻や事故処理で事実上破産状態の東電や電力自由化で余裕のない電力会社の現状を見れば、「オールジャパンの高速実証炉推進体制」はすでに内部崩壊しているのです。これ以上、高速炉開発で浪費し続けるのをやめ、脱原発・脱「再処理・プルトニウム利用」へ抜本的に転換すべきです。

科学的有望地を示せず、地層処分の研究を継続

経産省は、高レベルガラス固化体の深地層処分に関する「科学的有望地」を公表できないまま年を越し、1月末に再び公表を「当面先送り」にして、国民の反発を買わない公表の仕方と時期を探っています。その一方で、電源開発促進勘定を財源に、深地層処分の技術開発と広報活動を進めています。

「高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発委託費」に36.1億円(対前年度0.4億円減)を投じ、使用済核燃料の再処理で生ずるガラス固化体の深地層処分における天然の地質環境・人工バリアの機能の評価方法だけでなく、廃棄物の回収可能性、使用済核燃料の直接処分等の代替処分方法に関する調査研究を行うことになっています。つまり、再処理しない場合の使用済核燃料の回収可能な超長期貯蔵ないし直接処分を念頭に置いているようですが、実際には再処理路線を放棄していません。経産省は再処理路線の破綻を率直に認め、再処理・プルトニウム利用路線から脱却すべき

ですし、原発再稼働を断念し、使用済核燃料をこれ以上生み出さないことをこそ優先すべきです。

深地層処分場になる恐れのない岐阜県瑞浪市と北海道幌延町の深地層研究施設についても閉鎖せず、それを活用した学術研究に対する補助金3.2億円(前年度同額)を「深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費」としていますが、即刻閉鎖すべきです。

老朽汚染施設の廃止措置に先だって反省を！

日本原子力研究開発機構の予算1,460億円のうち核燃料サイクル開発に次いで大きいのが「原子力施設に関する新規制基準への対応等、施設の安全確保対策」137.5億円で、対前年度51億円増です。新規制基準への対応や原子力施設の老朽化対策等が目的とされていますが、「もんじゅ」廃炉を含めて、放射能汚染された老朽施設の廃止措置が今後の重要課題として浮上しているのです。

原子力機構によれば、「もんじゅ」以外に全国88原子力施設のうち46施設が建設から40年を経ており、うち42施設を廃止する方針です。2016年10月には、具体的に築年数30～50年の研究炉と核燃料物質を使用する施設の計10施設(原子力科学研究所2施設、核燃料サイクル工学研究所3施設、大洗研究開発センター5施設)を廃止すると公表。この中には大洗町の材料試験炉JMTRと東海村の高速炉臨界実験装置FCAが含まれます。JMTRは原発で使う核燃料や材料の適性を調べる研究炉で、1968年に運転を開始、40年目の2007年から約170億円かけて改修工事や照射試験設備の整備を進め、再稼働の準備を進めていましたが、新基準に適合させるには耐震補強などの安全対策にさらに400億円以上が必要で、工事に7年もかかるため、一度も運転できないまま廃止措置に移るといいます。しかも、使用済核燃料を搬出してのち、廃炉措置着手から完了まで10～20年程度かかるといえます。

原子力機構は、結局失敗に終わろうとしている原発・核燃料サイクル推進策の負の遺産を膨大な予算と年月をかけて処理しなければならない状態に陥ったのです。そのことの反省がまず必要であり、それがなければ、廃止措置予算はもとより、新たな原子力研究開発予算も認めるべきではありません。たとえば、文科省は、「原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成」に40.34億円(対前年度7.8億円減)を計上して、高温ガス炉の研究開発や新たな原

子力利用技術の創出に貢献する基礎基盤研究、大学や産業界との連携を通じた次代の原子力を担う人材の育成を図ろうとしています。とんでもありません。また、原発再稼働を前提として、「原子力の安全性向上に向けた研究」20.57億円(対前年度ほぼ同額)を計上し、シビアアクシデント回避のための安全評価用データの取得、安全評価手法の整備、材料照射試験を実施しようとしています。福島原発事故を踏まえ、国民の過半数の再稼働反対の声を尊重して、原発再稼働政策に反対し、こんな研究は中止すべきです。原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金6.1億円(対前年度2.9億円減)、原子力の安全性向上に資する共通基盤整備のための技術開発委託費29.0億円(同額)なども同様です。

東電救済にならない福島原発廃炉はありうるか

日本原子力研究開発機構の予算で次に大きいのが「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」の実現44.12億円(対前年度1.3億円増)です。これは、2017年3月竣工予定の廃炉国際共同研究センター「国際共同研究棟」の設備の整備、廃炉の加速に向けた研究開発、人材育成等の取組を推進するというのですが、「凍土遮水壁」の失敗例を見れば、「東電救済になる事故対策には税金を投入できない」という縛りの下で、労働者被曝を最小限に抑え、長期的な視点に立った安全対策が十分とれるのかは疑問です。やはり、東電を破産処理して責任をとらせ、一切の縛りのない条件下で廃炉対策を練るべきでしょう。

何のための原子力への「理解促進」活動

「原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業」4.6億円は対前年度1.2億円減ですが、事故以前と変わることなく続いています。広報・調査等交付金8.3億円(対前年度0.3億円減)もほぼ同額が維持されています。政府は原発・核燃料サイクルを推進するための広聴・広報活動を行う前に、なぜ「もんじゅ」が廃炉になり、1兆円もの巨額の浪費が何を意味するのかをよく理解すべきです。東芝が経営破綻に陥り、東電が破産状態にあるのはなぜか、何が間違いだったのかをよく理解すべきです。理解が足りないのは国民ではなく、政府なのですから。今こそ、脱原発・脱「再処理・プルトニウム利用」へ転換し、原子力予算を大幅削減すべきです。自治体買収予算の根源＝電源三法を即刻廃止すべきです。

福島事故関連費と原発コストを「電気の託送料金」に転嫁しないでください！

経産省が直前になって、2・8交渉を拒否！

追撃の公開質問状を2月15日に提出！

経産省は逃げ回らず、質問に答えよ！

18,318筆の署名を集約し、経産省へ提出

経産省は福島事故関連費と原発コストの計8.6兆円を電気の託送料金に転嫁しようとしており、私たち29団体は、これに反対する署名活動と呼びかけ、昨年11月中旬から展開してきました。この「福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください」の署名は18,318筆に達し、私たちは2月8日にこれを提出した上で質問項目に基づき見解を問い質すつもりでしたが、経産省は直前になって話を拒否してきました。その理由は「予算委員会に対応しなければならない」、「審議会の準備で忙しい」など転々とした上、最終的に「担当者がその時間帯には対応できない」というものでした。

質問項目は2週間前の1月23日に経産省へ提出しており、担当者の予定も事前に分かっていたはずですが、直前まで「話し合い拒否」の通告はなく、日程変更等の申出も一切ありませんでした。しかも、2月6日にはパブリックコメントへの回答（「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に対する意見公募の結果）をホームページへアップしており、回答できる内容は一部とはいえ整っていて、担当者でなくても対応できたはずです。

しかし、経産省は「午後1時半～3時の時間帯は担当者はもちろん、担当者以外を含めて誰も対応できない。その時間帯には署名受取にも行けない。」と言うのです。極めて不遜で一方的な通告でしたが、「午後5時なら参議院議員会館の福島みずほ事務所へ受け取りに行く。」との伝言がありましたので、代表2名が残り、紹介議員である福島みずほ社民党参議院議員と秘書の方にも立ち会って頂き、署名は正式に提出しました。経産省は資源エネルギー庁の若手職員1名を寄こしただけで、誠意のかけらも見せず、本当に事務的な対応に終始しました。

それでも、18,318名の署名の重みは経産省に伝わったと思います。

追撃のため2月15日に公開質問状を提出！

このような経産省の居直りを断じて許してはなりません。経産省の官僚は、今回の件で、明らかに「説明できない失策と法令違反の瑕疵(かし)」を犯しており、無謬性と法令遵守を旨とすべき官僚にとっては、交渉の場でそれを暴かれるのが最も恐ろしい。だから、直前になってドタキャンを演じたのです。

私たちは、パブコメ回答を第一次回答と見なし、それを踏まえて、新たな質問項目を「公開質問状」として作成し、今度は経産省に話し合いの日程を決めさせる方法で交渉日を定め、回答を求めることにしました。2月15日にこの公開質問状を経産省へ提出し、3月上旬に交渉日を設定するように求めています。経産省の居直りを許さず、追撃するために皆さんの力を貸して下さい。

署名は継続します。今国会に関連法案が上程されており、会期は6月18日までですが、第二次集約を3月31日とし、政策の具体化に合わせて、「前文」の数値等を書き換えましたので、新しい署名用紙をお使い下さい（<http://wakasa-net.sakura.ne.jp/news/takuso201703.pdf>（または/takuso201703.docx））。申入項目は一部数値を変えただけで、署名の趣旨は同じですので、以前の署名用紙も有効です。

2月8日署名提出時の申し入れ事項

2月8日の署名提出時には、政策具体化に伴う細項目を加えて次の申し入れを行いました。新しい署名用紙の前文はこれに沿ったものになっています。

1. 原発の廃炉積立不足金など原発コストおよび福島事故に関する損害賠償費(一般負担金)と事故処理・廃炉費など8.3兆円(1月末現在、8.6兆円)を「電気の託送料金」に転嫁する法令改定を行わないでください。

(1)福島事故損害賠償費一般負担金「過去分」2.4兆円

を託送料金へ転嫁しないで下さい。これは原子力事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ納付すべきものであり、原子力事業者ではない新電力に納付を義務づけるのは同機構法違反であり、新電力に0.24兆円の納付を義務づける方針は撤回して下さい。

(2)福島事故処理・廃炉費不足金6兆円を「託送料金の超過利潤積立・基金化」で賄う方針は撤回して下さい。託送料金の超過利潤は本来、託送料金の引き下げによって電力消費者に還元されるべきです。電力消費者に福島原発廃炉費の負担を事実上転嫁するような「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」等の改定および「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」等の改定を行わないで下さい。

(3)廃炉原発6基の廃炉費積立不足金と未償却資産の計0.2兆円を託送料金へ転嫁しないで下さい。現時点で曖昧にされている福島第一原発5・6号の同費用についても託送料金に転嫁するのはやめて下さい。

2. 20兆円を超す福島事故関連費は東京電力と電力会社の責任で負担させてください。それが不可能なら、破産処理など東京電力等に事故の責任をとらせ、国の責任で累進課税に基づき対処してください。

(1)福島事故関連費は21.5兆円に達し、さらに膨れあがることは必至であり、東京電力の負担や電力会社の相互扶助制制度で賄える限度を超えています。この際、東京電力を破産処理し、株主や金融機関のもつ負債(社債2.9兆円、長期借入金1.9兆円、流動負債2.8兆円)を債権放棄させ、純資産2.2兆円と合わせた9.8兆円を福島事故対策に投じて下さい。不足分は、原発による最大の利益享受者である原子力メーカー・電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーや富裕層により多くの負担を求める法人税や累進課税で賄い、託送料金で低所得層にも一律に福島事故関連費を負担させるのはやめて下さい。

(2)「東電救済になる事故対策は採用できない」という制約を東電破産処理で除去し、原発推進政策で福島事故を導いた歴代政権の責任を認め、脱原発政策に転換した上で、国が前面に立って福島事故対策に当たって下さい。

以下では、経産省のパブコメ回答を第一次回答と見なして、その問題点を解説します。

損害賠償費一般負担金「過去分」を電力消費者に負担させる法的根拠はない

経産省は、損害賠償費一般負担金そのものではなく、一般負担金「過去分」を新電力契約者を含めたすべての電力消費者に課そうとしています。

なぜ、「一般負担金そのもの」ではないのでしょうか？それは、一般負担金は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「機構法」)第38条に規定された「原子力事業者」、すなわち、9電力会社、日本原子力発電、日本原燃(出資比率に応じて9電力会社が代理納付)の11社が納付義務を負っており、原子力事業者でない新電力にはこの義務を課すことができないからです。つまり、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ約1.5倍へ増加したと単純に認めてしまうと、9電力会社の負担が1.5倍になり、新電力との競争力が削がれるからです。

一般負担金「過去分」であれば、「過去に電力消費者が負担すべきものを後で回収する」という理屈になり、電力会社から新電力へ契約変更した電力消費者からも回収できるというのです。しかし、この理屈にも無理があり、法令違反です。

第1に、「電力消費者が一般負担金を納付すべき義務を有する」と定めた法令は存在しません。そのような法律が存在するのかという意見に対し、パブコメ回答No.231は「2011年6月の閣議決定において、事業コスト、すなわち電気料金原価に算入することが認められることとされました。」としていますが、閣議決定は法令ではありません。また、同閣議決定は原子力事業者が機構に納付すべき「負担金は、事業コストから支払を行う。」としているだけで、「事業コストを電力消費者から確実に回収する」ともされていません。つまり、経産省は一般負担金を電力消費者が支払うよう義務づけた法令が存在しないことを事実上認めたに等しいのです。このことは、5.4兆円の損害賠償費に含まれる一般負担金が、2016年4月の小売電力自由化以降、新電力契約者には課されず、電力会社の自由料金契約者に対しても原子力事業者における会計上の事業コストという以上の扱いにはなっていないことから明らかです。

第2に、原子力事業者が相互扶助制度として損害賠償費を負担しあうという同機構法の趣旨からすれば、総括原価方式の下でも一般負担金に見合う分だけ報酬率を下げて原子力事業者が全額負担

すべきでした。にもかかわらず、総括原価方式の下で原子力事業者が一般負担金を電気料金のコストに算入して電力消費者から回収し、それをそのまま横すべりで機構へ納付しており、「保証された報酬を含めて得られた純利益」からは一円たりとも出していないのです。これでは原子力事業者が原発重大事故の痛みを感じることは全くなく、モラルハザードを招きます。パブコメ回答No.241では「自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていく」としていますが、「原発事故の賠償に係る費用を負担」すべきは東京電力と原子力事業者であり、電力消費者にはそのような負担義務は機構法制定当初から存在しないはずで

第3に、「規制料金の算定不足」を理由として一般負担金「過去分」を電力消費者に請求するのは、商品を買った後で「契約外の見積り不足分」の請求書を後出して送ってくるようなものであり、商法違反の詐欺的行為です。商法第502条三項には「電気又はガスの供給に関する行為」を「営業としてするとき、商行為とする。」と記載されており、「電気に関しては商取引が終わった後で、しかも、数十年も経った後で、付け忘れていたコストの請求書を出して回収できる」とは、「特例」としても、どこにも書かれていません。商法違反の商取引を経産省の政令で行えるというのであれば、国家が詐欺的行為を無制限に行えることとなります。これでは、法治国家とは到底言えません。

第4に、パブコメ回答No.241では、「賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。」としていますが、仮に「過去分」を請求する場合であっても、1966～2010年の過去に原子力事業者と契約していた電力消費者に請求するのが筋です。2020年以降40年間にわたって、新電力との契約者を含めたすべての電力消費者から「過去分」を回収するのは「消費者間の公平性」を勘案するものとは言えず、逆に「世代間の不公平性」を広げるものです。

第5に、経産省は「(政府の対応ミスによる)賠償への備えの不足」を理由に、一般負担金「過去分」を電力消費者に転嫁しようとしていますが、これも筋違いです。パブコメ回答No.241では、「規制料金の

下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、『安全神話』に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。」としています。もし、「賠償への備えの不足」が賠償措置額の不足であれば、賠償措置額を1,200億円/発電所から8兆円/発電所へ引上げて対処すべき(1万分の20の現行補償料率では160億円/年/発電所×16発電所=2,560億円/年、8兆円回収に約31年)です。また、「賠償への備えの不足」が「規制料金の算定不足」によるのであれば、原子力事業者が不足分を支払った上で国家賠償請求を行うべきであり、原子力事業者との電力売買契約者にすぎない電力消費者に「料金算定不足」の責任を転嫁するのは筋違いです。

第6に、託送料金には現在、営業費に「使用済燃料再処理等既発電費」が含まれており、これが使用済燃料再処理等積立金「過去分」に相当することから、これに準じて一般負担金「過去分」を正当化しようとしていますが、本来はこれ自体が商法違反であり、再処理等積立金総額の見直しとして原子力事業者が原発コストに含めて回収すべきものであり、自由化されていた特別高圧・高圧分野の託送料金へ転嫁したのは間違いであり、安直すぎる措置だったのです。幸いにも、この措置は2019年度までの時限立法であり、発送電が分離される2020年度には託送料金にこの「過去分」は含まれません。この機会に、このような「過去分」を託送料金へ組み込んだ、商法違反の重大な瑕疵をこそ改めるべきです。

以上のように、経産省が主張するどの理屈によっても、一般負担金「過去分」2.4兆円を託送料金を介してすべての電力消費者に転嫁することなど正当化できないのです。

おまけに、次に示すとおり、一般負担金「過去分」の算定には重大なミスがあり、経産省が第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)に提出した参考資料との間に重大な不整合があるのです。経産省は「過去分」を全面撤回する以外にないのです。

含まれていないものは控除できない！

経済産業省は、一般負担金「過去分」を試算する際、図1のように、1966～2010年度の「過去分の総額は約3.8兆円」と推計したうえで、2011～2019年度の一般負担金約1.3兆円を「過去分総額から控除」して約2.4兆円になるとしていますが、1.3兆円は3.8兆円に含まれておらず、含まれていないものを「控除する」ことなどできないはずです。このような無理な算数をやってしまったのは明らかに担当官僚の重大なミスです。こんな単純なミスを犯した原因は、担当官僚の「うっかりミス」などではなく、一般負担金「過去分」の総額を損害賠償費の増加分に近づけることが至上命令だったからであり、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ増えたと素直に認めると、この増加分は東京電力の特別負担金と原子力事業者の一般負担金となり、新電力へ契約変更した電力消費者に負担を求められなくなるためです。「過去分」が3.8兆円では、損害賠償費が9.2兆円にもなると多すぎるため、何が何でも、1.3兆円を「控除」して増加分に近づけなければならなかったからです。これが重大ミス(その1)です。

一般負担金が「特別負担金と一般負担金」に化ける

重大ミス(その2)は、この一般負担金「過去分」の試算が、第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)の参考資料と不整合であることです。図2のように、一般負担金「過去分」2.4兆円は新電力負担分の0.24兆円を算出するためだけに使われており、東京電力を除く「大手電力」の一般負担金は1.0兆円に留まっています。東京電力には1.2兆円を課していますが、今の一般負担金率によれば、東電の一般負担金は0.53兆円となり、残る0.67兆円は東電の特別負担金になります。つまり、原子力事業者の一般負担金は2.2兆円ではなく1.53兆円に軽減されています。結果として、新電力に0.07円/kWhの負担を求めながら、電力会社等には0.05円/kWh(=1.53兆円/40年/2015年度電力9社販売電力量7,894億kWh)の負担しか求めないことになります。電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果(速報)」によれば7月の新電力料金と「電力会社の規制料金」との差は、電灯料金で0.5円/kWh程度(7月)にすぎず、0.07円/kWhを新電力に新たに負担させ、電力会社の負担分を0.05円/kWhに抑える効果は大きい

と言えます。また、一般負担金「過去分」2.4兆円がいつの間にか、一般負担金1.77兆円と特別負担金0.67兆円に化けています。これは新電力と国民をだまして、より高い負担を新電力に求め、電力会社を優遇するトリックだと言えます。これらの重大な試算ミスと資料間の不整合という問題はパブコメへの意見として提出されていますが、2月6日のパブコメ回答では無視されています。回答できないのも無理はありません。この際、一般負担金「過去分」を撤回し、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円に増えたことを正直に認め、機構法に則って、東京電力に特別負担金、原子力事業者に一般負担金の納付を義務づけるべきです。それを託送料金を介して電力消費者に転嫁することなど断じて認められません。

一般負担金全額が託送料金へ転嫁され恐れも

パブコメ回答No.236では、「備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、『今回限りの措置』です。」としていますが、これは一般負担金「過去分」が増えることはない「約束」しているにすぎません。一般負担金「過去分」600億円/年が託送料金の営業費にひとたび組み込まれてしまえば、近い将来「過去分」の文字を消し去って、今の1,630億円/年を含めた一般負担金の全額が託送料金に転嫁される恐れがあります。そうしないという約束はありません。もしそうなれば、電力会社にとっては、一般負担金を確実に回収できるようになるだけでなく、0.2円/kWhの新たな負担を新電力に課すことで電灯料金の差を0.5円/kWhから0.3円/kWhへ大幅に縮めることができ、電力会社が極めて有利になるのです。こんなとんでもない可能性に道を開く今回の措置は断じて許せません。

託送料金高止まりで福島原発廃炉費を積立てる？

一般負担金「過去分」は福島原発事故に伴う損害賠償費に関するものですが、経産省は、福島原発の廃炉費積立金も託送料金を介して電力消費者に負担させようとしています。それは、電力消費者にとっては見えにくい巧みな取り立て法を駆使するものですが、結果として、送配電網の更新を妨げたり、託送料金の値上げにつながったりして、早晩、見える実害として顕在化せざるを得ない代物です。

2月7日に閣議決定された「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」がそれ

損害賠償費一般負担金「過去分」を新電力に負担させるカラクリ

	設備容量 (熱出力)	一般負担金/過去分金額	KW当たり単価
2015年度	約1.5億kW <small>(廃炉原発含む2015年全原発電容量)</small>	① 約1,600億円 <small>※日本原燃負担分(約30億円)除く。(なぜ?)</small>	② 約1070円/kw <small>(1600億÷1.5億kW)</small>
1966年度 ~2010年度	約35億kW	③ 約3.8兆円 <small>(約1070円/kw×約35億kW)</small>	約1070円/kw

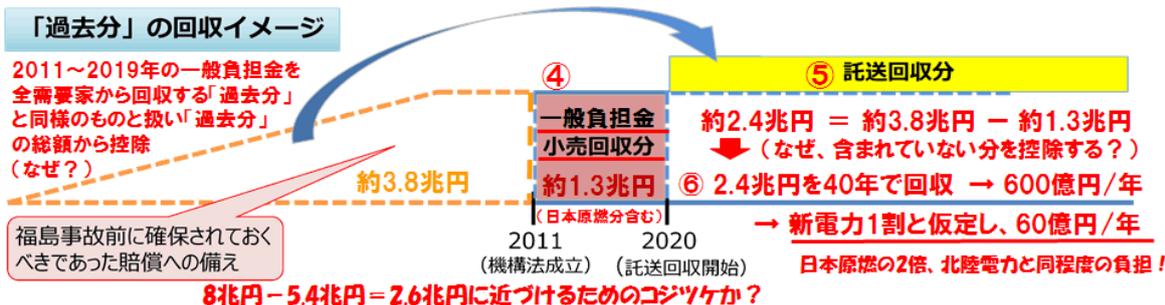


図1.経産省による一般負担金「過去分」の試算

(電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ(2016.12)の「(参考図12)過去分の規模」より作成)

一般負担金「過去分」2.4兆円が一般負担金1.8兆円と特別負担金0.67兆円に化けた?

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 (参考資料) 1					
	廃炉・汚染水 (※1)	賠償 (※3)	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓ (+6.0兆円) 8.0兆円	5.4兆円 ↓ (+2.5兆円) 7.9兆円	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円	11.0兆円 ↓ (+10.5兆円) 21.5兆円
交付国債枠: 9兆円 → 13.5兆円					
東電	2兆円 ↓ (+6兆円) 8兆円 <small>(管理型積立金を想定)</small>	2.7兆円 ↓ (+1.2兆円) 3.9兆円 <small>一般負担金は0.53兆円</small>	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円 <small>(株式売却益を想定※5)</small>	—	7.2兆円 ↓ (+8.7兆円) 15.9兆円 (※6)
大手電力	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円	—	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円
新電力	—	0.24兆円 (※4)	—	—	0.24兆円
国	(研究開発支援) (※2)	—	(株式売却益)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円 <small>(エネルギー予算を想定)</small>	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円

- (※1) 第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
- (※2) 別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
- (※3) 原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられていない。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
- (※4) 託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度(2010年度)までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。(託送料金0.07円/kWh相当=一般標準家庭で18円/月) → 上表では、東電含む電力会社は (第6回東京電力改革・1F問題委員会、参考資料2016.12.9)
- (※5) 不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。0.05円/kWhに留まり、優遇される!
- (※6) 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分(原賠補償法に基づく補償金相当)がある。

図2. 経産省が第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)に提出した参考資料

(一般負担金「過去分」2.4兆円が原子力事業者の一般負担金1.77兆円と東電の特別負担金0.67兆円に化けている)

ですが、そこには「廃炉等実施認定事業者」(今の場合は東京電力ホールディングス)が機構の中に「年度ごとに機構が通知する額を廃炉等積立金として積み立てなければならない」とされているだけで、その原資については何も触れられていません。パブコメ回答No.315では、「消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求め、その合理化分について、1F廃炉のための資金確保に活用できるようにする」としており、託送料金の超過利潤が主な原資にされようとしています。

発電・小売事業は自由料金であり、これらの事業の経営合理化で得られる利益の処分は東電の自由だと言えますが、送配電事業は規制料金であり、そこから得られる報酬以上の超過利潤については託送料金の値下げによって電力消費者に還元する決まりになっています。ところが、経産省はこの値下げを東電に強制しないことにより、この超過利潤を廃炉等積立金の原資に当てようとしているのです。これは事実上の託送料金値上げ＝電力消費者への福島原発廃炉費の転嫁にほかなりません。

送配電事業は電力会社にとって「打出の小槌」

パブコメ回答No.315では「現行制度上も、送配電事業者は、一定の範囲内で、経営努力による合理化分を値下げ以外に活用することが認められており、今回の措置が、発送電分離をはじめとした電力システム改革の趣旨に逆行するものではない」としていますが、超過利潤を廃炉等積立金の原資に当てて託送料金の値下げに当てないのは電力自由化の趣旨に反します。とくに、2012年の東京電力の電気料金値上げ時の審査ではレートベースの5割強が送配電事業関連であり、報酬の5割強が送配電事業から得られることになっていること、託送コストも減価償却の進展で毎年数%ずつ低下していく傾向にあり、超過利潤が最も安定して過剰に蓄積される事業であること、そのため、累積超過利潤が増えすぎたり、コストが5%以上に下がりすぎたりすると、託送料金を引き下げる決まりになっているのです。電力自由化の下では一層のこと、新電力との公平な競争環境を確保する観点からも、この託送料金引き下げをより頻繁にスムーズに行うべきであり、託送料金の超過利潤を電力消費者に還元せず福島原発

廃炉費に当てるのは筋違いです。

送配電網の更新が滞り、送電事故頻発の危険も

仮に、託送料金の超過利潤を廃炉等積立金に流用する方法が導入されると、福島原発廃炉費が8兆円からさらに増大しても、電力消費者が全く気付かない間に、コスト増分が託送料金へ簡単に転嫁されてしまいます。パブコメ回答No.320では、「(託送)料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めるとしてありますが、廃炉費不足分6兆円を30年間で積立てるには毎年2,000億円、東電管内の電力需要3,000億kWh弱では0.7円/kWh程度の超過利潤が必要であり、これは託送料金(低圧・高圧・超高压の平均約5.1円/kWh)の14%程度に相当します。これは託送料金引き下げ基準の5%をかなり超える水準であり、託送料金を高止まりにするだけではすまず、送配電網に不可欠な更新・整備費を考慮すれば、託送料金の値上げも避けられないでしょう。送配電網の法定耐用年数は20～30年であることから、1980～2000年およびそれ以前に整備された送配電網の巨額の更新が遑上に上り、更新が遅れば、東電のケーブル火災事故のような事態が頻発しかねないと言えます。

経産省がやるべきことは、電力自由化の下で電気料金や託送料金をいかに下げるか、再生可能エネルギーをいかに普及させるかに知恵を絞ることであり、電気料金や託送料金が下らない仕組みを導入してまで東京電力を救済することではないはずです。

東電を破産処理し事故責任を取らせるのが先

福島原発廃炉費8兆円は技術的手段が不明なまま見積もったデブリ取出・輸送費に限られ、取出可能かどうか不明であり、廃炉費は際限なく膨れあがる可能性があります。廃炉費に加え、損害賠償費7.9兆円、除染費4兆円、放射能汚染土等中間貯蔵施設費1.6兆円などの合計21.5兆円は元より、来年度予算から公共事業費で賄おうとしている帰還困難区域除染費等も含めて、事故を起こした責任者たる東京電力が全額支払うべきです。

それができないのであれば、東京電力を破産処理し、東京電力の歴代役員に私財を供出させ、社

債株主、一般株主、金融機関に権放棄させ、事故の連帯責任をとらせるべきです。パブコメ回答No.154では「福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された『総合特別事業計画』以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。」としていますが、この程度では到底責任をとったことになりません。「重大事故を起こしても、企業は破産せず、逆に、国が電力消費者や国民に負担を強いて支援してくれる」という史上最悪の前例を作ることになってしまい、極めて深刻な「原子力事業者のモラルハザード」を招きます。「原発重大事故を起こした企業は破産させられ、原子力事業者は連帯責任をとられる」という前例をこそ作るべきではないでしょうか。

パブコメ回答No.146では「仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分できないおそれ、②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、③(全国の総販売電力量の1/3である)東電に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれがあり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。さらに、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。」としていますが、日本航空をはじめ破産処理しても再生した企業例は多くあり、事実を曲解しています。

2016年3月末現在、東京電力ホールディングスの純資産は2.2兆円ですが、社債2.9兆円、長期借入金1.9兆円、流動負債2.8兆円で計7.6兆円の負債があり、これらを債権放棄させれば9.8兆円もの資金を引き出せます。東電を破産処理してもなお不足する費用については、まず、原子力発電による最大の利益享受者である原子力メーカー、電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーに法人税で供出を求め、それでも不足する分については、電気料金や託送料金からではなく、富裕層により多くの負担を求める累進課税による国民負担

とすべきです。

国民に負担を求めるに際しては、原発重大事故の危険を顧みず、福島第一原発の建設を許可し、その安全性にお墨付きを与え、巨額の原子力予算で東京電力をはじめ原子力事業者を支援し、原発推進策をとり続けた歴代政権の責任を明らかにし、原発推進政策を脱原発へ転換してから行うべきではないでしょうか。

廃炉費積立不足金と未償却資産も託送料金に

託送料金に転嫁されようとしているのは福島原発事故関連費だけではありません。他の原発のコスト＝「廃炉時点での廃炉費積立不足金や未償却資産」が託送料金を介して新電力契約者からも回収されようとしています。このコストは原発を持たない新電力には無縁のコストであり、「過去分」でもありません。託送料金の営業費に送電線使用料とは関係ないコストが加えられ、原発の電気を利用しない電力消費者からも回収されるというのです。これは明らかに商法違反です。

確かに、原発廃炉時に発生するこれらのコストについては、特別損失として一括計上すべきところ、そうせずに廃炉後も10年間定額回収などで確実に回収できるようにする会計制度が2013年と2015年に制定され、電力完全自由化後には託送料金の仕組みを検討することになっていました。しかし、電力自由化の下では「規制料金が撤廃される」のが当然であり、電力が自由化されるから規制料金として残る託送料金にこれらのコストを転嫁するというのは根拠になりません。現に、2005年までに全面自由化された特別高圧・高圧分野の託送料金には含まれていません。低圧電力が自由化されたからと言って、なぜ、託送料金に転嫁できるのでしょうか。

パブコメ回答No.362では「廃炉会計制度は・・・規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であることから、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置である」としていますが、それなら、原子力事業者と契約した電力消費者に限って託送料金で着実に回収すればよいのであって、原発コストとは無関係な新電力契約者から回収できるという法的根拠などないのです。

ましてや、「原発が安い」というのであれば、このような「例外的措置」は不要のはずです。パブコメ回答No.193では「託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、原発のコストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではないと考えています。」としていますが、原子力事業者にのみ関連する廃炉会計制度によるコストをそれとは無関係な新電力契約者にも課すことは「消費者間の公平性」に反します。

当方は廃炉6基分だが、42基分が控えている

経産省は当初、全原発の廃炉費積当不足金1.3兆円を託送料金に転嫁しようと目論んでいましたが、新電力や消費者団体から猛反対されたため、40年運転ルールで廃炉になった6基分、計1,792億円に限りて転嫁する方針に転換しました。その内訳は廃炉費積立不足金252億円、未償却資産1,540億円で、未償却資産が廃炉費積立不足金の6倍にもなることが分かります。廃炉費は現在、運転40年＋廃炉後10年の計50年間で積立てることになっていますが、経産省はこの積立期間を40年に短縮し、40年ルールで廃炉になった時点で廃炉費積立不足金が生じないように変更して、国民の反発を緩和しようとしています。このようにしても、未償却資産が託送料金に転嫁されることに変わりはありませんし、その効果のほうが数倍も大きいのです。電力会社は現在、42基の原発を再稼働させるため安全対策工事に3.3兆円(2016年6月現在)を注ぎ込もうとしていますが、この額は2016年3月末の原発未償却資産の2.5兆円より多いのです。これだけの工事費を注ぎ込んで再稼働できなければ、電力会社は経営危機に陥りますが、託送料金に転嫁して回収できるという保障があれば、安心して投資できるのです。つまり、廃炉会計制度は経産省が言うように40年ルールで廃炉判断を促すのではなく、40年超運転へ促す政策になっているのです。

この点をパブコメで突かれた経産省は、パブコメ回答No.345で「廃炉会計制度は・・・廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置したものであり、現行の制度が施行された平成27年3月以降、6基の原発が廃炉決定していることを踏まえても、本制度が存在

することをもって40年超運転への動機付けを一層高めるとは考えておりません。」としていますが、現実には、関西電力が美浜3号と高浜1・2号で約4,000億円の安全対策工事と2,000億円ものテロ対策工事を注ぎ込んで40年超運転の準備を進めているように、40年超運転を促しているのです。廃炉になった第1世代の小規模原発6基は投資効果に乏しいから廃炉になったのであり、廃炉時の未償却資産が回収できずに損失になるからではないのです。

原発コストは「ユニバーサルサービス料金」か？

託送料金に規制制度が残されているのは、経産省自身が「電力の小売り全面自由化の概要」(2015年11月)で述べている次の理由からです。

送配電事業では、(1)需給バランス維持を義務づけ、(2)送配電網の建設・保守を義務付け、(3)誰でも電気の供給を受けられる最終保障サービスを義務付け、(4)離島でも他地域と遜色ない料金水準で電気を供給するユニバーサルサービスを義務付けることが必要であり、そのために現行と同様の地域独占と料金規制(総括原価方式等)を措置する。

したがって、規制制度を残す理由とは無関係な「原発のコストを確実に回収するため」という理由では、託送料金へコスト算入することはできないはずです。パブコメ回答No.152では「託送料金は・・・ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度となっております。今回お示ししている賠償への備えの不足分等は、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用という考えのもと、託送料金の仕組みを利用し回収する措置を講じたいと考えております。」としていますが、原子力事業者が負担すべき福島原発事故損害賠償費・廃炉費や原子力事業者にのみ関係する廃炉会計制度によるコストがユニバーサルサービス料金に該当するというのは法的にも実態的にも無理があります。

以上のように、福島事故関連費や原発コストを託送料金に転嫁しようとする経産省の論理は完全に破綻しています。法令違反の原子力事業者優遇策を断じて許してはなりません。新電力契約者からもこれらのコストを回収するのは「公平な競争環境を損なう」ため、「原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにする」ことも検討されていますが、もつてのほかです。

経済産業省が直前に拒否した2月8日交渉に向け、2週間前に提出されていた「署名申し入れ事項に関連した質問項目」および経済産業省が2月6日に公表したパブコメ回答（「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に対する意見公募の結果）

1. 損害賠償費一般負担金「過去分」について

(1)損害賠償費一般負担金は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第38条に規定された「原子力事業者」が納付義務を負っており、原子力事業者でない新電力にこの義務を課すのは同機構法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ増加した場合には、原子力事業者以外の新電力にまで納付義務を拡げるのではなく、原子力事業者に納付させる一般負担金の年度総額を引上げることで対応するのが同機構法の趣旨だと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.231) 原賠機構法に基づく一般負担金は、原子力事業者が負担することとなっており、2011年6月の閣議決定（「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」）において、事業コスト、すなわち電気料金原価に算入することが認められることとされました。このことは、原賠機構法制定時の国会審議における政府答弁の中でも明示されております。なお、今回の措置を講ずるに当たり、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないよう対応したいと考えています。

(2)同機構法には、原子力事業者は「機構に対し、負担金を納付しなければならない」と定められていますが、原子力事業者から電気を購入している電力消費者には負担金を納付する義務はありません。この負担金は原子力事業者が利益で納付してこそ相互扶助制度と言えるにもかかわらず、原子力事業者は総括原価方式の下でそれを電気料金のコストに算入して電力消費者から回収し、それをそのまま横すべりで機構へ納付しており、「保証された報酬を含めて得られた純利益」から一円たりとも出していません。これでは、同機構法の趣旨に反し、原子力事業者のモラルハザードを招くと私たちは考えますが、いかがですか。電力自由化の下で、一般負担金がコストとして回収されない可能性が出てきたからと言って、それを託送料金から回収するというのは筋が違うと私たちは考えますが、いかがですか。

経済産業省は、一般負担金の納付義務が電力消費者にあるかのような前提で、原子力事業者に課せられた一般負担金「過去分」の納付義務を電力消費者に転嫁しようとしています。これは同機構法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。一般負担金「過去分」を納付する義務が電力消費者にあると主張するのであれば、その法的根拠を示して下さい。「過去分」以外の一般負担金は「託送料金以外の電気料金」から原子力事業者が賄うことになっており、一般負担金「過去分」も同様に「託送料金以外の電気料金」から原子力事業者が賄うべきだと私

たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.241) 福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適切かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていました。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。

(3)一般負担金「過去分」を電力消費者に請求するのは、商品を買った後で「契約外の見積り不足分」の請求書を出して送ってくるようなものであり、商法違反の詐欺的行為だと私たちは考えますが、いかがですか。商法第502条三項には「電気又はガスの供給に関する行為」を「営業としてするとき、商行為とする。」と記載されており、「電気に関しては商取引が終わった後で、しかも、数十年も経った後で、付け忘れていたコストの請求書を出して回収できる」とは、「特例」としても、どこにも書かれていません。商法違反の商取引を経産省の政令で行えるのであれば、その法的根拠を示して下さい。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(4)経済産業省は、一般負担金「過去分」を試算する際、1966～2010年度の「過去分の総額は約3.8兆円」と推計したうえで、2011～2019年度の一般負担金約1.3兆円を「過去分総額から控除」して約2.4兆円になるとしていますが、1.3兆円は3.8兆円に含まれておらず、「控除する」のは不可能です。このような成立たない算数を無理矢理持ち出したのは、損害賠償費が約8兆円になると見積もられることから、5.4兆円からの増加分約2.6兆円に近づけるための方便であり、また、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ増えた素直に認めると、この増加分は東京電力の

特別負担金と原子力事業者の一般負担金となり、新電力に負担を求められなくなるためだと私たちは考えますが、いかがですか。

他方では、この一般負担金「過去分」2.4兆円は、新電力負担分の0.24兆円を算出するためだけに使われており、東京電力を除く「大手電力」の一般負担金は1.0兆円に留まっています。東京電力には1.2兆円を課していますが、今の一般負担金率によれば、東電の一般負担金は0.53兆円となり、残る0.67兆円は東電の特別負担金になります。つまり、原子力事業者の一般負担金は2.2兆円ではなく1.53兆円に軽減されています。結果として、新電力に0.07円/kWhの負担を求めながら、電力会社等には0.05円/kWh(=1.53兆円/40年/2015年度電力9社販売電力量7,894億kWh)の負担しか求めないことになります。新電力と電力会社の規制料金との差は電灯料金で0.5円/kWh程度にすぎず、0.07円/kWhを新電力に新たに負担させ、電力会社の負担分を0.05円/kWhに抑える効果は大きいと言えます。また、一般負担金「過去分」2.4兆円がいつの間にか、一般負担金1.77兆円と特別負担金0.67兆円に化けています。これは新電力と国民をだまして、より高い負担を新電力に求め、電力会社を優遇するトリックだと私たちは考えますが、いかがですか。このようなトリックを弄してまで「新電力に一般負担金を納付させる」のは断念すべきであり、損害賠償費7.9兆円を東京電力の特別負担金と原子力事業者の一般負担金として納付させ、電力自由化の下でも「託送料金以外の電気料金」として原子力事業者の利益で賄うようにさせるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(5)一般負担金「過去分」算定時に、2015年度の一般負担金1.630億円から「日本原燃負担分(約30億円)除く」として1,600億円で計算していますが、日本原燃負担分は日本原燃への出資比率に合わせて電力会社が代理負担しており、これを除く理由がありません。一般負担金は日本原燃を含むすべての原子力事業者が負担すべきものであり、ここでも、実質的に電力会社を優遇していると私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(6)経産省が2005年度に再処理費準備金制度を創設した際、それ以前の「過去分」を「使用済燃料再処理等既発電費相当額」として15年間、託送料金で回収することにしましたが、河野太郎衆議院議員によれば「(過去分をPPSの顧客に負担させるのは)今回の小委員会で最後」として、議論が終了したとされています。今回の一般負担金「過去分」の託送料金への転嫁は、「使用済燃料再処理等既発電費相当額」で最後だったはずの「原発コストの託送料金への転嫁」を何の反省もなく復活させるものです。このような欺瞞的方策をくり返すのはやめるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

さらに、近い将来、「過去分」の文字を消し去って、今の1,630億円を含めた一般負担金の全額が託送料金に転嫁されていくのではないかと危惧されます。もしそうならば、電力会社の負担は変わらないものの、確実な回収が保証され、0.2円/kWhの新たな負担が新電力に課されることになり、電灯料金の差が0.5円/kWhから0.3円/kWhへ大幅に縮まり、電力自由化が阻害されることとなります。そうならない保証はないと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.232) 御指摘の「使用済燃料再処理等既発電費」については、当時の審議会の報告において、「今回の措置をもって、自由化に伴うバックエンド問題の整理は完了するものである。」とされていますが、これは、再処理費用に関する整理を完了する旨を指すものであると認識しています。

(パブコメ回答No.236) 原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、「今回限りの措置」です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されており、中間とりまとめP20の3. 2. (3)留意事項において「全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が2.4兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。」と記載しているとおり、過去分の総額が今後増加することはありません。

2. 福島原発廃炉費について

(1)経産省は福島原発廃炉費不足分6兆円を託送料金に潜り込ませようとしています。それは「東京電力の破産を回避するため、その負担を電力消費者に転嫁し、託送料金による負担を強要する」ものだと私たちは考えますが、いかがですか。福島原発廃炉費は東京電力が弁済すべきものであり、電力消費者にはその負担義務はないと私たちは考えますが、いかがですか。

電気料金が市場で決まるのが電力自由化であり、託送料金が規制料金として残るとしても送配電網に関するコスト以外の福島原発廃炉費積立基金を託送料金のコストに計上するのは電力自由化の趣旨に反すると私たちは考えますが、いかがですか。

仮に、経産省が企図しているように、託送料金の超過利潤を同基金として積立てるとしても、結果として「同基金を託送料金に転嫁することと変わらない」と私たちは考えますが、いかがですか。

「託送料金以外の電気料金」で福島原発廃炉費を賄えないのであれば、破産処理するのが通例だと私たちは考えますが、いかがですか。そうでなければ、「重大事故を起こしても、企業は破産せず、逆に、国が電力消費者や国民に負担を強いて支援してくれる」という史上最悪の前例を作ることになってしまいます。これは極めて深刻な「原子力事業者のモラルハザード」を招きます。「原発重大事故を起こした企業は破産させられ、原子力事業者は連帯責任をとられる」という前例をこそ作るべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(2)確かに、送配電事業は固定資産比率が高く、電力会社の報酬の半分以上を稼ぎ、コストの半分が資産の減価償却費なので、送配電網を新たに建設した分の減価償却費が増える以外は、何もしなくても減価償却費が下がり、コストが毎年数%ずつ安くなっていき、規制料金で保

証された報酬に加えて、コスト減少分の利益が超過利潤として貯まり続ける構造になっています。そのため、累積超過利潤が増えすぎたり、コストが5%以上に下がりすぎたりすると、託送料金を引き下げる決まりになっているのです。電力自由化の下では、この託送料金引き下げをより頻繁にスムーズに行うべきであり、超過利潤を電力消費者に還元せず福島原発廃炉費に当てるのは筋違いだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.315) 福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求め、その合理化分について、1F廃炉のための資金確保に活用できるようにするものです。現行制度上も、送配電事業者は、一定の範囲内で、経営努力による合理化分を値下げ以外に活用することが認められており、今回の措置が、発送電分離をはじめとした電力システム改革の趣旨に逆行するものではないと考えています。

(3)仮に、託送料金の超過利潤を福島原発廃炉費積立基金に流用する方法が導入されると、福島原発廃炉費が8兆円からさらに増大しても、電力消費者が全く気付かない間に、経産省令を少しいじることでコスト増分を託送料金へ簡単に転嫁できるようになってしまいます。経産省は「託送料金や電気料金が上がらないようにする」と強調していますが、6兆円を積立てるには30年間にわたって毎年2,000億円を積立てる必要があり、東電管内の電力需要3,000億kWh弱からみて0.7円/kWh程度の超過利潤が必要であり、これは託送料金(低圧・高圧・超高压の平均5.1円/kWh)の14%程度に相当します。これは託送料金引き下げ基準の5%をかなり超える水準であり、託送料金を高止まりにするだけでは不十分で、送配電網に不可欠な更新・整備費を考慮すれば、託送料金の値上げが避けられないと私たちは考えますが、いかがですか。

経産省がやるべきことは、電力自由化の下で電気料金や託送料金をいかに下げるか、再生可能エネルギーをいかに普及させるかに知恵を絞ることであり、電気料金や託送料金が下がらない仕組みを導入してまで東京電力を救済するのは止めるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(4)福島原発廃炉費8兆円は技術的手段が不明なまま見積もったデブリ取出・輸送費に限られ、取出可能かどうか不明であり、廃炉費は際限なく膨れあがる可能性があります。廃炉費に加え、損害賠償費7.9兆円、除染費4兆円、放射能汚染土等中間貯蔵施設費1.6兆円などとの合計21.5兆円は元より、来年度予算から公共事業費で賄おうとしている帰還困難区域除染費等も含めて、事故を起

こした責任者たる東京電力が全額支払うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

それができないのであれば、東京電力を破産処理し、東京電力の歴代役員に私財を供出させ、社債株主、一般株主、金融機関に権放棄させ、事故の連帯責任をとらせるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

2016年3月末現在、東京電力ホールディングスの純資産は2.2兆円ですが、社債2.9兆円、長期借入金1.9兆円、流動負債2.8兆円で計7.6兆円の負債があり、これらを債権放棄させれば9.8兆円もの資金を引き出せます。東電を破産処理してもなお不足する費用については、まず、原子力発電による最大の利益享受者である原子力メーカー、電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーに法人税で供出を求め、それでも不足する分については、電気料金や託送料金からではなく、富裕層により多くの負担を求める累進課税による国民負担とすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

国民に負担を求めるに際しては、原発重大事故の危険を顧みず、福島第一原発の建設を許可し、その安全性にお墨付きを与え、巨額の原子力予算で東京電力をはじめ原子力事業者を支援し、原発推進策をとり続けた歴代政権の責任を明らかにし、原発推進政策を脱原発へ転換してから行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.146) 仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分できないおそれ、②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、③(全国の総販売電力量の1/3である)東電に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれがあり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。さらに、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。

(パブコメ回答No.154) 福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。

(パブコメ回答No.156) 福島原発事故に係る対応につい

ては、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。また、帰還困難区域については、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」との政府方針を前提に、東京電力が賠償の支払を行う一方、他の区域と同様の除染は実施してきておりませんでした。今般、帰還困難区域においては、こうした従来の方針から前に踏み出して、新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備することとしており、この整備は、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担の下で行うこととなっております。

(パブコメ回答No.320) 福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であります。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針・工法が決定されておらず、そうした中、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは非常に困難です。他方、合理的な見積をつくるのが非常に難しいものの、東電改革の内容の検討や、廃炉費用に係る制度整備を検討するには、一定の規模感が示されないと議論を進めることは難しいため、今般、廃炉に要する資金として、約8兆円という数字をお示ししました。デブリ取り出しに係る有識者ヒアリング結果を下に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が機械的に算出した金額6兆円に、これまで想定していた2兆円を加算したものが、8兆円であり、今回の所要資金の見通しは、復興加速化の観点から必要となる制度の整備や資金の確保に資するよう、最新の情報に基づきお示ししたものであります。福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするた

め、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしています。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めることとしたいと考えております。

(パブコメ回答No.321) 今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金を確保するというものです。

3. 廃炉に関する会計制度について

(1)原発コストのうち、廃炉時点での廃炉費積立不足金や未償却資産については、特別損失として一括計上せず、廃炉後も10年間定額回収などで確実に回収できるようにする会計制度が2013年と2015年に制定され、電力完全自由化後には託送料金の仕組みを検討することになっていました。しかし、電力自由化の下では「規制料金が撤廃される」のが当然であり、電力が自由化されるから規制料金として残る託送料金にこれらのコストを転嫁するというのは根拠になりません。「原発は最も安い電源だ」としてきたのですから、そのコスト回収は容易なはずであり、「他の電源の発電コストは回収可能なのに、なぜ原発のコストが回収できなくなるのか」その根拠を示すべきです。それを示さずに、原発だけ規制制度の残る託送料金でコストを回収するという筋が通らないと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.193) 本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、原発のコストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではないと考えています。

(パブコメ回答No.408) 一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や廃炉費用等を含んだ試算となっています。これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、原発コストは、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。また、発電コストの検討に当たっては、事業開始から終了までのライフサイクル全体で考える必要がありますが、発電実績等を基に

発電コストを算出する場合、コスト等検証委員会でも議論があったように、個々の発電所の経過年数等によって発電コストが大きく異なることになることから、将来の電源選択に係る政策検討に当たって発電実績等のみを基にした試算を用いることは必ずしも適切ではないと考えられます。

(2)経産省は「原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講ずる例外的な措置」だとしていますが、託送料金へ転嫁しなければこれらのコストが回収できないとは断言していません。託送料金へ転嫁しなくてもこれらのコストを回収できるのであれば、「原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策」に何の影響もないはずです。早期廃炉を決断した場合には、未償却資産の特別損失一括計上を求めず、廃炉後の長期分割回収を認めればさむ話であり、それを託送料金に転嫁して確実に回収するようなことを保証する必要もないはずです。もし、「回収できない」のが現実であれば、「原発の発電単価は他の電源より高い」ということであり、原発を推進する一つの根拠が崩れることとなります。この最も重要な点についてキチンと説明して下さい。

(パブコメ回答に対応するものなし)

(3)託送料金に規制制度が残されているのは、経産省自身が「電力の小売り全面自由化の概要」(2015年11月)で述べている次の理由からです。送配電事業では、(1)需給バランス維持を義務づけ、(2)送配電網の建設・保守を義務付け、(3)誰でも電気の供給を受けられる最終保障サービスを義務付け、(4)離島でも他地域と遜色ない料金水準で電気を供給するユニバーサルサービスを義務付けることが必要であり、そのために現行と同様の地域独占と料金規制(総括原価方式等)を措置するというのです。したがって、規制制度を残す理由とは無関係な「原発のコストを確実に回収するため」という理由では、託送料金へコスト算入することはできないはず。ましてや、原発の発電単価が最も安いのであれば、なおさら、託送料金へ繰り入れる理由がありません。なぜ、規制制度を残す理由にならないのに、原発コストを託送料金に計上できるのか、その理由をキチンと説明して下さい。

(パブコメ回答No.362) 廃炉会計制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であることから、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。

(パブコメ回答No.152) 託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負

担すべき費用を含めることができる制度となっております。今回お示ししている賠償への備えの不足分等は、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用という考えのもと、託送料金の仕組みを利用し回収する措置を講じたいと考えております。

(4)経産省はこの制度を「原発依存度の低減」のための会計制度だと主張していますが、40年運転ルールで廃炉になった原発は6基にすぎず、関西電力は美浜3号と高浜1・2号で約4,000億円の安全対策工事と2,000億円ものテロ対策工事を注ぎ込んで40年超運転の準備を進めています。なぜなら、再稼働できずに廃炉になってもこれらを未償却資産として回収できるからです。廃炉になった第1世代の小規模原発6基は投資効果に乏しいから廃炉になったのであり、廃炉時の未償却資産が回収できずに損失になるからではありません。現に、これら6基の廃炉費積立不足金は252億円、未償却資産は1,540億円、合計1,792億円、1基当たり平均300億円弱にすぎません。これに対し、美浜3号の安全対策工事費は1,650億円であり、さらにテロ対策工事費に1,000億円近くがかかります。このような出費に投資効果がでなければ、電力会社は投資しないのであり、美浜3号等では投資をして失敗しても回収できる会計制度があるから40年超運転へ動いたのです。経産省の言う「事業者が合理的な意思決定ができず廃炉判断を躊躇する」という事態はむしろ起きておらず、逆に、「再稼働できなくても、廃炉会計で投資を回収できるから安全対策工事をやって40年超運転をめざす」という合理的な意思決定を行ったのであり、「廃炉判断を躊躇せず拒否した」のです。廃炉会計制度によるコスト回収を託送料金で行う方針は、高浜1・2号や美浜3号で典型的に見られたように、巨額の工事費を要する40年超運転への動機付けを一層高めるものであり、撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.345) 解体引当金の引当期間については、規制料金に依らず、その時点で想定される運転期間を踏まえた適切な費用配分を行う制度とすることが期間変更の趣旨であり、早期廃炉にするか否かを理由に行うものではありません。なお、制度変更時点で運転期間が40年未満の炉については、一律に引当期間が40年に変更し、運転期間の延長が認められるまで、これを前提に引当を行うため、運転期間を60年に延長させるほうが有利になるというような効果はないと認識しております。また、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置したものであり、現行の制度が施行された平成27年3月以降、6基の原発が廃炉決定していることを踏まえても、本制度が存在することをもって40年超運転への動機付けを一層高めるとは考えておりません。なお、本制度は、審議会にお

ける検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であると認識しております。なお、本制度は、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であり、電力自由化の考え方に反するものとは考えておりません。

(パブコメ回答No.350) 廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置したものであり、現行の制度が施行された平成27年3月以降、6基の原発が廃炉決定していることを踏まえても、御指摘のように、将来の不安なく原発を延命させる措置として作用しているとは考えておりません。また、政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。

(5)廃炉費積立不足金について、「(参考図18)見直しのイメージ」には、「引当方法は、定額法を維持し、引当期間を40年に前倒した上で全額を事業者の負担で引当て。ただし、運転期間の延長が認められた場合には、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することを認める。」とあります。これでは、早期廃炉にして廃炉会計制度の対象とする(解体引当金残額を10年間で分割回収する)よりも、新規制基準適合のための対策工事を行って運転期間を60年に延長させるほうが有利になります。高浜1・2号や美浜3号のように、40年を超えて運転を続けようとするものに対しては、早期廃炉にしないのですから、例外なく引当期間を40年に前倒しすべきであり、「運転期間の延長が認められた場合には・・・引当期間を60年に延長することを認める」とのただし書きは撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.345) 3(4)への回答参照

(6)廃炉会計制度に関するコストを託送料金に転嫁する代償として、原子力の電力を新電力にも提供しようとしています。これは筋違いです。むしろ、新電力へ契約変更した家庭(低圧電力消費者)の多くは原発のコスト負担も原発の受電も拒否したいのですから、新電力が原子力にアクセスできないようにすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

たとえば、「留意事項」には「発電に係る費用について

は、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。このため、競争上の公平性を確保する観点から、制度を適用できる事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべきである。」(p.24)とし、「原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方」の「留意事項」でも「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、原子力事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべきである。」(p.20)としていますが、「競争上の公平性を確保する観点」からは「公平な競争環境を損なう」ことをやめるべきであり、これと「原子力へのアクセス確保」とは無関係です。国民の過半数が原発の再稼働に反対している現状からすれば、なおさら、原発再稼働を前提にして、原子力による電力を「ベースロード電源市場」等へ強制的に供出させ、新電力に「原子力へのアクセス確保」を図ること自体が国民を馬鹿にした発想だと私たちは考えますが、いかがですか。

家庭の電力消費者から見れば、新電力の魅力は「再生可能エネルギーなど原子力以外の電力を供給」している点にあるからです。福島原発事故関連費や原発コストの負担を新電力に義務づけるのをやめ、新電力の原子力へのアクセスを不可能にし、電力会社には原子力と石炭火力以外の電力の卸電力市場への供出を措置して公平な競争環境を整えるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(パブコメ回答No.183) 今回の一連の措置は、更なる競争の活性化と、公益的課題の克服という異なる目的に基づく施策を一体的に講ずることで、電力システム改革を貫徹することを目指したものです。そのため、個別にみると、新規参入者を含む特定の関係者にメリットをもたらす、もしくは負担をお願いする措置がありますが、御指摘の措置に限らず、今回、検討された各制度の意義と相互の整合性等を勘案した総合的な判断の結果、全体の施策を一体的に措置することが適当であるとの結論に達したものです。また、一連の措置の中では、再エネ価値を消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者や原子力の電気を使いたくない消費者にとってもメリットのある取組を講ずることといたしました。

以上

